

議員提出議案第 2 号

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例について

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日提出

尼崎市議会議員	開	康	生
同	丸 岡	鉄	也
同	光 本	圭	佑
同	前 迫	直	美
同	土 岐	良	二
同	林	久	博
同	松 澤	千	鶴
同	須 田		和
同	明 見	孝 一	郎

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年尼崎市条例  
第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 調査又は研修に関する経費で市規則で定めるもの
- (2) 出張に要する旅費等で市規則で定めるもの

別表第 1 項第 4 号中「諸会議」を「諸会議等」に改め、同項中第 8  
号を削り、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に  
次の 1 号を加える。

- (6) 会派広報の作成等に要する経費で市規則で定めるもの

別表第 1 項第 1 0 号中「臨時的にかつ短期間雇用される職員を除  
く。」を削り、同項第 1 1 号中「その他必要な」を「事務用品の購入  
等に要する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (12) その他調査研究に要する経費

別表第2項第1号中「出張調査費」を「出張に要する旅費等」に改め、同項第3号中「諸会議」を「諸会議等」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「その他必要な」を「事務用品の購入等に要する」に改め、同号を同項第8号とし、同項に次の1号を加える。

(9) その他調査研究以外の活動に要する経費

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例別表の規定は、平成31年度以後の年度に交付される政務活動費について適用し、平成30年度までに交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(説 明)

政務活動費について議会運営委員会において検討した結果、条例改正の必要を認めたので、本案を提出する。